

建設業者用

住宅瑕疵担保履行法に基づく建設業者の届出手続きについて

長 崎 県 土 木 部
監理課建設業指導班
平成 2 1 年 1 1 月

住宅瑕疵担保履行法の施行（平成 2 1 年 1 0 月 1 日）に伴い、平成 2 1 年 1 0 月 1 日以降に新築住宅を引き渡す場合には、保険加入等による資力確保措置に加えて、その措置についての発注者への説明や許可行政庁への届出が必要となります。

なお、届出期間は基準日（毎年 3 月 3 1 日及び 9 月 3 0 日）から 3 週間以内となります。

1 . 届出対象者

毎年 2 回の基準日において、過去 1 0 年間に新築住宅を引き渡した事業者
（第 1 回目の届出となる今回は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日（当日含）に新築住宅を引き渡した事業者）

2 . 届出先

長崎県土木部監理課建設業指導班 〒 8 5 0 - 8 5 7 0 長崎市江戸町 2 - 1 3
大臣許可業者については、長崎県を經由せず直接九州地方整備局への届出となります。

3 . 届出方法

郵送に限る

4 . 届出書類

届出書（住宅瑕疵担保履行法施行規則に定める第 1 号様式）

引き渡し物件の一覧表（同施工規則に定める第 1 号の 2 様式）

供託書の写し（新たに保証金を供託した場合）

保険のみの場合は不要

保険法人が発行する保険契約を証する書面（新たに保険契約をした場合）

供託のみの場合は不要

なお、平成 2 2 年 1 月から 3 月にかけて、届出様式の記入方法や法律の概要に関する説明会を開催する予定です。（長崎・佐世保・諫早各 2 回、五島・壱岐・対馬各 1 回の予定）
届出についてのお問い合わせは、土木部監理課建設業指導班（095-894-3015）
法律についてのお問い合わせは、土木部住宅課まちづくり班（095-894-3104）まで。